

熊谷市長 宛

熊谷市防災ラジオ貸与申込書

熊谷市防災ラジオ受信機の貸与に関する要綱に基づき、下記のとおり申込みします。
 また、市が貸与の決定を行うにあたり、下記に記載の内容確認のため、関係課に照会、
 又はシステムにより閲覧することに同意します。

※受信確認	<input type="checkbox"/> 防災ラジオ設置予定場所において、FMクマガヤを受信できることを確認しています。		
(ふりがな) 申込者氏名			
申込者住所	〒 ー 熊谷市		自治会
電話番号		生年月日	
貸与優先 区分の確認 ※該当する 項目に○	視覚障害者 (身体障害者手帳に視覚に障害の記載有り)	該当する	・ 該当しない
	年齢が 6 5 歳以上	該当する	・ 該当しない
	スマートフォン等の防災情報入手手段の 所有	所有あり	・ 所有なし
	防災行政無線の難聴地域に居住 ・屋外拡声子局から半径 300mを超える地域 ・周囲の建物等に遮蔽され、聞こえの悪い地域	該当する	・ 該当しない
	家屋倒壊等氾濫想定区域又は土砂災害(特 別)警戒区域に居住	該当する	・ 該当しない
	想定最大規模の洪水浸水想定図において 50cm 以上の浸水想定区域に居住	該当する	・ 該当しない
防災ラジオの受取希望場所	本庁舎 ・ 大里庁舎 ・ 妻沼庁舎 ・ 江南庁舎		

※上記情報は、防災ラジオの貸与に関する事務の範囲にのみ使用します。

※申込書提出後に申込みを取り下げの場合は、危機管理課（電話 524-1111 内線 300）に御連絡ください。

【裏面に続く】

【同意事項】

- ①防災ラジオは、自己の財産に対するのと同じの注意をもって良好な状態で維持管理すること。
- ②防災ラジオの設置は、使用者が行うこと。
- ③防災ラジオの使用に係る電気料金及び電池代は、使用者が負担すること。
- ④防災ラジオに異常、破損、紛失等の事故が発生した場合は、速やかに市に報告すること。
- ⑤防災ラジオを故意若しくは過失により損傷又は紛失したときは、同等品の購入、交換又は修繕の費用を負担すること。
- ⑥防災ラジオを第三者に譲渡し、又は転貸その他の処分をしないこと。
- ⑦転出等により、提出した事項に変更が生じたとき、又は防災ラジオを必要としなくなったときは、市に届け出ること。
- ⑧市から防災ラジオの利用の中止又は返却を求められたときは、速やかに利用を中止し、又は返却をすること。
- ⑨市が実施する防災ラジオの自動起動を伴う試験放送等により、可能な範囲で動作確認を行うこと。

①から⑨の事項を遵守することに同意します。(確認後、☑すること)

※手続きや防災ラジオの受取りを第三者に委任する場合は、下記を記入してください。

<p>《委 任 状》</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>申込者（委任者）は以下の者に防災ラジオの貸与に関する手続きの一切を委任します。</p> <p>委任者氏名： _____</p> <p>受任者氏名： _____</p> <p>受任者住所：（〒 - ）</p> <p style="text-align: center;">_____</p> <p>受任者と委任者との関係： _____</p> <p>受任者連絡先： _____</p>
